

ため池防災支援事業の運用について（令和3年2月25日付け農整第1529号通知）

改正後	現行
<p>第1から8まで 略</p> <p>（別紙）ため池防災支援事業の実施について</p> <p>1 事業費等について</p> <p>1 地区の事業費は、20万円以上とする。ただし、1市町村で複数地区を実施する場合にあっては、1地区当たりの事業費が10万円以上とする。</p> <p>但し、<u>第3（3）</u>ため池一斉点検については、1市町村当たりの事業費を20万円以上とし、<u>第3（4）監視・管理体制の強化については、1地区当たりの事業費を200万円以下とする。</u></p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 その他について</p> <p>（1）から（5）まで 略</p> <p><u>（6）監視・管理体制の強化にて、雨量計や水位計等の観測機器をため池防災支援システムに接続し運用する場合は、支援システム登録・利用料、観測機器・管理所・システム相互間の通信費及びサーバー登録・利用料も補助対象とする。</u></p>	<p>第1から8まで 略</p> <p>（別紙）ため池防災支援事業の実施について</p> <p>1 事業費等について</p> <p>1 地区の事業費は、20万円以上とする。ただし、1市町村で複数地区を実施する場合にあっては、1地区当たりの事業費が10万円以上とする。</p> <p>但し、_____ため池一斉点検については、1市町村当たりの事業費を20万円以上とする。_____</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 その他について</p> <p>（1）から（5）まで 略</p> <p>_____ _____ _____</p>